

# 埼玉県サーキュラーエコノミー事例集デザイン及び印刷等業務委託 企画提案競技募集要綱

## 1 趣旨

埼玉県では、令和5年度から本格的にサーキュラーエコノミー（循環経済）を推進している。サーキュラーエコノミーとは、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動のことで、資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指すものである。よって、メーカーやリサイクル業者など、様々な事業者が関わり、さらにプラスチックや食品廃棄物など、素材ごとに関係者が異なる。また、関係者の取組の収益が確保されること等により、持続可能な取組となることも重要である。

サーキュラーエコノミーの実現のためには、まだ取り組んでいない県内事業者等に対して、参考となる県の関連事業や先進的なモデル事例を県が積極的に発信することが重要である。

そこで、事業者が取組の参考として活用できるよう、県の関連施策をまとめ、サーキュラーエコノミーに関する好事例を紹介した事例集を作成することとした。

事例集の作成に当たり、デザイン及び印刷等の業務を、経験や作成ノウハウを有する事業者に委託するための企画提案競技を実施する。

## 2 対象業務

- (1) 委託業務名 埼玉県サーキュラーエコノミー事例集デザイン及び印刷等業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「埼玉県サーキュラーエコノミー事例集デザイン及び印刷等業務委託」仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和7年3月21日（金）
- (4) 委託限度額 2,398,000円

(※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格については、この範囲内で別途算定する。)

## 3 参加要件

参加者は、次のすべての要件に該当していること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 令和5・6年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分「印刷」の「一般印刷」又は「催物、映画、広告、その他の業務」の「製作等関連業務」のいずれかがA等級、B等級又はC等級で登載された管轄内又は準管轄内業者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく

入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (5) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による再生手続開始の申立て又は破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 過去5年間に国または地方公共団体と本事業と類似及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

※(7)の補足…「本事業と類似」について、事例集のみならず、施策をまとめたハンドブックなども対象とし、テーマは環境分野に限定しない。また、納品が電子データのみの場合も可とする。

#### 4 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和6年12月 9日(月) 要綱等の公開(HPの公開)

令和6年12月 9日(月)～12月12日(木) 質問受付期間

令和6年12月13日(金) 質問回答

令和6年12月 9日(月)～12月23日(月)17時 企画提案書受付期間

令和6年12月下旬 審査結果通知(予定)

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 受付期間

令和6年12月9日(月)～令和6年12月12日(木)

##### (2) 質問方法

別添質問書(様式第5号)に記入の上、(3)提出先あて電子メールで送付すること。電話及び直接来課による質問には応じない。

※電子メール送信後、提出した旨を(3)提出先の電話番号に連絡すること。

##### (3) 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課 サーキュラーエコノミー担当

電話：048-830-3107(直通)

メールアドレス：[a3100-10@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3100-10@pref.saitama.lg.jp)

件名：(事業者名)埼玉県サーキュラーエコノミー事例集デザイン及び印刷等業務  
委託企画提案競技募集要綱等に関する質問書

##### (4) 質問に対する回答

令和6年12月13日(金)にホームページ上に掲載する。

#### 6 企画提案書等の提出

##### (1) 提出方法

提出書類等を発注者に電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後、提

出した旨を（２）提出先の電話番号に連絡すること。

（２）提出先

埼玉県環境部資源循環推進課 サークュラーエコノミー担当

電 話：048-830-3107（直通）

メールアドレス：[a3100-10@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3100-10@pref.saitama.lg.jp)

件名：（事業者名）埼玉県サーキュラーエコノミー事例集デザイン及び印刷等業務  
委託企画提案競技規格提案書

（３）提出期限

12月23日（月）17時必着

（４）提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書（様式第1号）

イ 企画提案書

様式は任意とするが、別紙1を踏まえ、下記内容を必ず記載したうえで、  
A4縦長で作成し、15枚を上限とすること。

〔記載内容〕

- ・表題（埼玉県サーキュラーエコノミー事例集デザイン及び印刷等業務委託企画提案書）
- ・法人の名称、所在地並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス
- ・デザイン案の基本的な考え、PR ポイント

ウ ページサンプル

- ・別紙1の内容を踏まえ、本事業を受託した場合の成果物のサンプルを作成すること。
- ・作成は以下の2ページとし、サイズはA列5判縦とする。
- ・ページサンプルは、デザイン、レイアウト等の確認用であり、実際の構成、内容等は県と協議を行い決定する。

① 表紙（1ページ分）

- ・タイトル「埼玉県サーキュラーエコノミー先進事例集」で記載すること。

② 取組事例紹介ページ（1ページ分）

- ・県ホームページ「補助金採択事例の紹介」の以下のURL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/circular/hojyo/r6/tbm.html>

の内容を参考に記載すること。

エ 業務体制表（スタッフ一覧、作業日程）（様式自由）

各スタッフの主な実績及び作業日程を明記すること。

オ 参考見積書（様式自由）

宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とし、インタビュー、デザイン、レイアウト  
印刷・製本・納品等の項目・単価等の内訳を明らかにすること。

カ 様式第2号「会社概要書」・会社パンフレット等

キ 様式第3号「類似業務実績調書」及び業務名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要がわかるもの。

ク 参加資格を満たしている旨の誓約書（様式第4号）

## 7 審査方法及び選定方法

審査方法は書類審査とし、埼玉県サーキュラーエコノミー事例集デザイン及び印刷等業務委託に係る企画提案競技審査委員会において、業務実施能力、企画提案内容、見積額などを総合的に審査の上、業務委託候補事業者を選定する。

県は、業務委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴収し当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、業務委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 参加要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

また、企画提案書を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

審査する基準は概ね次のとおりとする。

基本的事項	委託業務の目的・内容を十分に理解し、仕様書を踏まえた作品の提案となっているか。
表紙・本文のデザイン、レイアウト	ア 表紙はサーキュラーエコノミーの機運を高め、事例集を見る事業者の興味をひくようなデザインになっているか。 イ 取組事例紹介は、初めてサーキュラーエコノミーに取り組む事業者でも内容が理解できるよう、分かりやすく見やすいデザインとなるよう配慮されているか。また、事業者の取り組む意欲を高めるようなデザインとなっているか。
全体の印象	ア 写真やイラストを効果的に使い、目をひくデザインになっているか。 イ 幅広い事業者が興味を持ち、詳しく確認してみようと思わせるデザインになっているか。
その他	視力や色覚弱者、高齢者に配慮した文字の大きさ、配色になっているか。
見積額	デザインと印刷のバランスなど、適正な見積額となっているか。

なお、審査・選考過程は非公開とする。

## 8 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。

- (2) 参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- (5) 指定する方法以外で提出されたもの。
- (6) 「6 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの。
- (7) 参加申込書に申請者の記名のないもの。
- (8) 委託限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの。
- (9) 参考見積金額を訂正したもの。
- (10) 参考見積書と内訳表の金額が合致しないもの。
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

#### 9 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

#### 10 その他

- (1) 本企画提案競技への参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。
- (3) 提出作品及び提出書類は、本業務の委託先候補者の選定以外の目的に使用しない。  
なお、提出された書類は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 選考結果は、文書により各競技参加者に通知する。ただし、選定に関する審査内容（評点）は公表しない。
- (5) 本委託業務に係る説明会は開催しない。
- (6) 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。詳細なレイアウト、取組紹介ページの内容等は、契約後に協議の上、決定する。

#### 【問合せ先】

埼玉県環境部資源循環推進課 サークュラーエコノミー担当

電話：048-830-3107（直通）

メール：a3100-10@pref.saitama.lg.jp